

鳥取県森林法施行細則及び鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第48号

鳥取県森林法施行細則及び鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県森林法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県森林法施行細則(平成13年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保安林の指定等の申請書に添付する書類等) 第5条 省令 <u>第48条第2項</u> に規定する申請者が当該申請に係る保安林の指定等に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1)・(2) 略	(保安林の指定等の申請書に添付する書類等) 第5条 省令 <u>第15条第2項</u> に規定する申請者が当該申請に係る保安林の指定等に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1)・(2) 略
第6条 省令 <u>第48条第2項第1号</u> の計画書は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 2 略	第6条 省令 <u>第15条第2項第1号</u> の計画書は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 2 略
第7条 省令 <u>第48条第2項第2号</u> の計画書は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 2 略	第7条 省令 <u>第15条第2項第2号</u> の計画書は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 2 略
第8条 省令 <u>第48条第2項第3号</u> の行政庁の免許、許可、認可その他の処分(以下この条において「許認可等」という。)に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1)・(2) 略 2 省令 <u>第48条第2項第3号</u> の許認可等があったことを証する書類は、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の証書の写しとする。	第8条 省令 <u>第15条第2項第3号</u> の行政庁の免許、許可、認可その他の処分(以下この条において「許認可等」という。)に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1)・(2) 略 2 省令 <u>第15条第2項第3号</u> の許認可等があったことを証する書類は、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の証書の写しとする。

(鳥取県林地開発条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県林地開発条例施行規則(平成18年鳥取県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(開発許可の申請に必要な書類)

第5条 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第4条の位置図は、開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 省令第4条の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面とする。

(1)～(3) 略

3 省令第4条第1号の計画書は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(16) 略

4 省令第4条第2号の書類は、開発行為の施行同意書（様式第13号）に準じて作成するものとする。

(開発許可の基準)

第6条 略

2～12 略

13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること（森林の配置等として残置森林及び造成森林の配置が行われる場合にあっては、条例の基準を満たすために必要であると知事が認めるときに限り造成森林の配置が行われるものであること。）。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。

略
備考
1～7 略
8 この表において「工場・事業場等」とは、製造、加工処理、流通その他の生産活動に係る施設並びに学校教育施設、病院及び廃棄物処理施設であって、省令第5条各号に定めるもの以外のものをいう。
9 略

(2) 略

(開発許可の申請に必要な書類)

第5条 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第2条の位置図は、開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 省令第2条の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面とする。

(1)～(3) 略

3 省令第2条第1号の計画書は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(16) 略

4 省令第2条第2号の書類は、開発行為の施行同意書（様式第13号）に準じて作成するものとする。

(開発許可の基準)

第6条 略

2～12 略

13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること（森林の配置等として残置森林及び造成森林の配置が行われる場合にあっては、条例の基準を満たすために必要であると知事が認めるときに限り造成森林の配置が行われるものであること。）。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。

略
備考
1～7 略
8 この表において「工場・事業場等」とは、製造、加工処理、流通その他の生産活動に係る施設並びに学校教育施設、病院及び廃棄物処理施設であって、省令第3条各号に定めるもの以外のものをいう。
9 略

(2) 略

14・15 略

(開発行為の地位の承継の届出)

第12条 略

2 林地開発行為地位承継届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 略

(2) 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第4条第3号に掲げる書類

(3) 略

14・15 略

(開発行為の地位の承継の届出)

第12条 略

2 林地開発行為地位承継届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 略

(2) 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第2条第3号に掲げる書類

(3) 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。